

八峰町5周年記念講演会を開催します

八峰町が誕生して5周年を記念して、「釣りキチ三平」でご高名な矢口高雄氏を迎え講演会を開催いたします。また、講演会の前には新たに制定された「町民憲章」が発表されます。

- 日時 3月27日(日)午後2時30分から
- 会場 ファガス文化ホール
- 講師 矢口高雄氏 演題:「ボクの学校は山と川」
- 申込方法 3月10日(木)から入場整理券を発行いたします。町民の方を対象に250名を予定しています。入場整理券発行場所:ファガス・峰栄館・役場総務課

入場整理券をお持ちの方は送迎バスをご利用ください。

- 岩館金田酒店前(1:35)ー岩館改善センター前(1:37)ー小入川金谷商店前(1:40)ー滝の間児童館前(1:45)ー横間加賀谷商店前(1:50)ーファガス(2:00)
- 大久保岱センター前(1:25)ー岩子芹田商店前(1:30)ー目名湯センター前(1:40)ー磯村小野宅前(1:45)ー八森多目的集会所前(1:50)ー松源院前(1:55)ーファガス(2:00)
- 石川鈴木商店前(1:25)ー畑谷千葉商店前(1:35)ー田中畠山鉄工所交差点(1:40)ー高野々高田住宅隣(1:43)ー沢目駅前(1:46)ー水沢コミセン前(1:50)ー水沢阿部理容店前(1:55)ーファガス(2:05)
- 大信田三浦商店前(1:15)ー場今井商店前(1:20)ー大沢高杉自動車隣(1:25)ー小手萩入口前(1:30)ー強坂長泉寺前(1:35)ー沼田斎藤商店前(1:40)ー沢目子ども園前(1:50)ー浜田コミセン前(2:00)ーファガス(2:05)
- 問合せ先 八峰町役場総務課 電話 76-4601

アナログ放送終了まで「あと136日」

7月24日までに地上デジタル放送に移行しないと、アナログ放送ではテレビが見れなくなります。

町民の皆様、地上デジタル放送受信の準備はお済みですか？

地上デジタル放送を視聴するには、地上デジタル放送に対応しているテレビに換えるか、現在ご利用中のアナログテレビに地上デジタル放送対応チューナーをつなぐ必要があります。

アンテナは現在使用のUHFアンテナで受信できますが、調整や交換が必要な場合もあります。

ご自分で切り換える事が出来ない場合はお近くの電器店等へご相談ください。

地上デジタル放送に関するお問い合わせ

デジサポ秋田
(総務省 秋田県テレビ受信者支援センター)

専用電話:018-803-1100

上記番号でつながらない場合 03-4334-1111
<http://digiupporto.jp/index.php/branch/akita/8/>

【お問い合わせ時間】 平日 9:00~21:00
土日祝 9:00~18:00

東京都は「東京空襲犠牲者名簿」を作成しています。

第2次世界大戦で、東京は昭和17年4月18日の初空襲から終戦当日の昭和20年8月15日に至るまで、たび重なる空襲により甚大な被害を受け、多くの都民が犠牲になりました。

東京都では、東京空襲で犠牲となった方々を追悼し平和を願うため「東京空襲犠牲者名簿」を作成しています。名簿への登録は、遺族及び関係者からの申し出に基づいて行います。お心当たりのある方は、八峰町福祉保健課備え付けの「東京空襲犠牲者名簿登録申出書」に記入してお申し出ください。

- 名簿にのせる方
 - ・昭和17年4月18日から昭和20年8月15日までの東京都内における空襲でなくなった方(空襲による負傷等が原因で亡くなった方を含みます)。
 - ・軍人、軍属だった方は、東京都戦没者霊苑において慰霊追悼しているので対象となりません。

- 名簿登録事項
 - ①氏名 ②年齢 ③死亡年月日 ④死亡場所(区市町村名)

- 名簿保管場所
 - 「東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑」の中にお納めしています。

場所 墨田区横綱二丁目 都立横綱町公園内

■問合せ先
東京都生活文化局文化振興部文化事業課
東京空襲犠牲者名簿担当係
電話 03-5388-3141 FAX 03-5388-1327
電子メール S0000576@section.metro.tokyo.jp

平成23年4月から「障害年金加算改善法」が施行されます。

これまでは障害年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している配偶者やお子様がいる場合で、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行っておりましたが、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者やお子様がいる場合にも届出によって加算を行うこととなります。

平成23年3月までは

- 受給権発生時に既に生計を維持する配偶者やお子様を有している場合には、受給権発生時(※)から加算の対象となります。 ※受給権発生時における生計維持関係を確認していました。

平成23年4月からは加算の範囲が拡大されます！

- 平成23年4月1日より前において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子様を有している場合には、法施行時(※)から加算の対象となります。 ※平成23年3月31日における生計維持関係を確認することになります。
- 平成23年4月1日以降において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子様を有することとなった場合は、その事実が発生した時点(※)から加算の対象となります。 ※婚姻、出生等の事実が発生した日における生計維持関係を確認することになります。

障害基礎年金の子加算の運用の見直しと児童扶養手当との関係について

このたびの法律改正により、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで、併せて障害基礎年金の子加算の運用についても見直しが行われます。

児童扶養手当は、お子様が障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金受給権者とお子様の間に生計維持関係がないものとして取扱い、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。

詳しくは下記の照会先までお問い合わせください。

- 児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができる場合は
両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害(国民年金または厚生年金保険法1級相当)の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更が可能となります。
- 児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができない場合は
母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができません。

■照会先

【障害年金加算改善法について】 お近くの年金事務所、街角の年金相談センター及び町の国民年金相談窓口(年金の手続きについては、平成23年4月1日以降に手続きいただきますようお願いいたします。)

【児童扶養手当額や児童扶養手当制度について】 八峰町福祉保健課 ☎76-4608

八峰町障害福祉法指定店 各眼科処方箋取扱店
補聴器・メガネ・時計・宝石・はんこ・ゴム印

吉田時計メガネ店

医療機器販売管理者 吉田 泰

八峰町八森字中浜15-2 電話:77-2034

ご自宅までお伺いします。お気軽にどうぞ。

皆川薬局



どちらの処方せんでもお受けします。

薬剤師 皆川鉄治・山脇一輝・山脇真理

八峰町峰浜沢目駅前 TEL.76-2052・FAX.76-2199

営業時間 7:00~20:00/休業日 日曜日・祝祭日

小物農機レンタル!

(レンタル機につきましては、1日以上とさせていただきます。)

機種	使用	料金	準備台数	機種	使用	料金	準備台数
商 負 動 機	噴 霧 用	1日3,000円	2台	溝 切 機	乗 用 型	1日5,000円	2台
動 力 撒 布 機	粉 と 粒	1日3,000円	2台	管 理 機	耕 巾500mm	1日3,500円	3台
エ ン ジ ン ポン	φ25mm	1日2,000円	3台	高 速 洗 浄 機	小 型4馬力	1日3,500円	1台
刈 払 機	商 用・肩 掛	1日3,500円	5台	発 電 機	100V交流12A	1日3,500円	1台
チ ェ ン ソ ー	中 型	1日3,500円	3台	ウ イ ン グ モ ア	φ700mm	1日4,500円	1台
ハ ウ ス 用 オ ー ガ ー	φ35mm	1日3,500円	1台				

ご来店をお待ち致しております。

農家のパートナー 小物農機・販売サービス **AV** アンザキ **NOUKI**
〒018-2504 山本郡八峰町峰浜石川字外林33-21 TEL・FAX 0185-76-2884

MISAWAライフパートナー

「生きる」を創る。

Afiac



損保ジャパン

アフラック・損保ジャパン募集代理店
代表 三沢 義将
八峰町八森字茂蒲71 TEL/FAX77-3152

アフラック お客様専用コールセンター
0120-556-59
損保ジャパン お客様専用コールセンター
0120-888-089